

2 施工提出書類について

- (1) 施工上必要な提出書類は次のとおりです。
 (2) 提出先は監督職員または工事監理を委託した監督員（管理技術者）。

様式 番号	書類名称	提出部数		提出時期			摘 要
		数量	種類	契約後	施工中	完成時	
1	現場代理人等通知書	1		○			<ul style="list-style-type: none"> ・契約締結後、速やかに提出（契約書第11条による） ・現場代理人は常駐とする ・監理技術者は下請契約代金額の総額が建築工事8,000万円以上（設備工事5,000万円以上）の場合に提出 ・請負金額が建築工事9,000万円以上（設備工事4,500万円以上）の場合、主任技術者又は監理技術者は専任とする ・専門技術者は建築一式工事の一部である専門工事並びにそれに附帯する他の建設工事を自ら施工しようとする場合に提出
2	現場代理人等が受注者と直接的な雇用関係にある者であることの証明の届出	1		○			<ul style="list-style-type: none"> ・契約締結後21日以内に提出 ・雇用が確認できない場合及び疑義がある場合は、契約解除、入札参加停止措置等の処置を行うものとする。 ・現場代理人等を変更した場合は変更後直ちに提出
3	「法令等による資格・免許等」又は「監理技術者資格者証」の届出	1		○			<ul style="list-style-type: none"> ・主任技術者、監理技術者補佐、専門技術者は法令等による資格・免許を有する場合、監理技術者、特例監理技術者は提出
4	現場代理人等変更通知書	1			○		<ul style="list-style-type: none"> ・事実発生後直ちに提出（契約書第11条による）
5 A	電気保安技術者届	1		○			<ul style="list-style-type: none"> ・工事用電力設備の保安責任者の配置は関係法令に基づき有資格者を定める ・様式5 A：電気設備工事、建築工事及び機械設備工事に電気設備工事が含まれる場合に提出 ・様式5 B：本体工事に電気設備工事はないが、工事用電源を使用する場合に提出 ・様式5 C：様式5 A・様式5 B共に発生する場合に提出（様式5 A・様式5 Bは不要） ・事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。 ・一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第一種電気工事士又は第二種電気工事士の資格を有する者とする。
5 B	工事用電力設備の保安責任者通知書						
5 C	電気保安技術者届・工事用電力設備の保安責任者通知書						
6 A	工事工程表（建築工事）	1		○			<ul style="list-style-type: none"> ・契約締結後21日以内に提出（契約書第4条による） ・工期変更時は変更契約締結後、直ちに提出
6 B	工事工程表（設備工事）						
7	労災保険加入証明書	1		○			<ul style="list-style-type: none"> ・契約締結後、速やかに提出 ・対象は契約金額が300万円以上 ・工期延期時は変更契約締結後、直ちに提出
—	登録内容確認書（工事実績情報システムCORINS）	1	コピー	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・契約時、変更時、完成時に提出 ・対象は契約金額が500万円以上
参考1	施工体制台帳・再下請負通知書・作業員名簿（作成例）	1	コピー		○		<ul style="list-style-type: none"> ・原本は受注者が保管 ・再下請負通知書、作業員名簿、下請負契約書の写し添付、社会保険加入の有無を記入する（建設業法等による）
参考2	施工体系図（作成例）	1	コピー		○		<ul style="list-style-type: none"> ・施工体制台帳に添付 ・工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲示（建設業法等による）
参考16	施工管理体制表	1			○		<ul style="list-style-type: none"> ・ガス設備工事単独契約工事の様式
参考17	下請負人一覧表	1			○		<ul style="list-style-type: none"> ・ガス設備工事単独契約工事の様式
8	建設工事保険等加入届出書	1			○		<ul style="list-style-type: none"> ・保険契約及び変更契約締結時に提出
9	工事履行報告書	1		○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・契約締結後21日以内に提出し、以後毎月15日までに提出（契約書第12条による）